

請願第1号

星田西第1地区のまちづくりの推進を求める請願について

平成31年2月18日付けをもって、請願者 [REDACTED]
[REDACTED] から提出されたみだしの請願は、同日受理したの
で、これを付議する。

平成31年2月26日

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 号
受 理 年 月 日	平 成 3 1 年 2 月 1 8 日
請 願 の 件 名	星 田 西 第 1 地 区 の ま ち づ く り の 推 進 を 求 め る 請 願
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	[REDACTED]
請 願 の 要 旨	<p>平成28年12月19日に都市計画決定告示（最新建築条例告示日：平成29年3月31日）が為されている『星田西第1地区』の地区計画によるまちづくりについて、早期に実現することを求める。</p> <p>現在、都市計画決定区域内において、告示日以降、当該計画への新たな参加希望者の出現等、年月の経過にともない状況の変化が生じたことにより、地区計画に基づく事業遂行が困難な状況となっていることから、交野市（以下「市」と云う。）の『市街化調整区域における地区計画のガイドライン』（以下「ガイドライン」と云う。）別図1の対象区域内における当該地区計画の変更を含め、当該計画のまちづくりの早期実現を期待し、地方自治法第124条の規定に基づき、この請願を行うものである。</p> <p>この請願によって推進を求める地区計画によるまちづくりは、市の都市計画審議会の諮問を経て決定されたものであることのみならず、良好な居住環境の整備をするため、自然環境と調和した緑とうるおいのある住宅地区として、ふさわしい環境を形成し、維持、保全することを目標としたものであり、魅力あるまちづくりとして、ガイドラインが求める種々の基準等を審査によってクリアしたものであるとして市に提案が採用されたものであり、極めて公共性の高い都市計画であると云える。</p> <p>現在、当該計画のまちづくりの実現による当該地区周辺の住民生活の利便性及び地域防災面での安全性の向上などが期待されているところ、すでに都市計画決定がなされた以上、個別的な事情による状況変化よりも「まちづくり」という公益的な視点からの要請として、その推進に向け、停滞する状況を放置することなく、ガイドラインの別図1の対象区域内における当該地区計画の変更などを含めた対策を検討するなど、市にでき得る限りの方策をもって当該計画を推進し、まちづくりの速やかな実現を当該計画の周辺住民を代表して求めるものである。</p> <p>※「別図1」別添</p>
紹 介 議 員	久 保 田 哲、皿 海 ふみ、三 浦 美 代 子、岡 田 伴 昌、雨 田 賢